

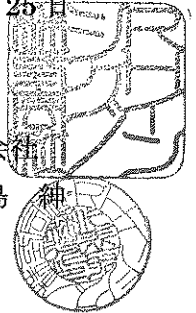


## 改善報告書

平成 23 年 1 月 25 日

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎 殿

RHインシグノ株式会社  
代表取締役社長 飯島 紳



平成 22 年 12 月 17 日付で、「平成 22 年 3 月期決算短信」及び「平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信」並びに「平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信」の訂正を公表致しました件に関し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条第 1 項の規定に基づき、経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出致します。

### 1. 今回過年度決算短信を訂正するに至った経緯

当社は、平成 22 年 7 月 8 日に「平成 22 年 3 月期決算短信の一部訂正について」を発表いたしました。その後、連結子会社であるインシグノパートナーズ株式会社（以下、「インシグノ P」という）の平成 23 年 3 月第 2 四半期の決算業務を進めていく過程で、平成 22 年 5 月 14 日発表の内容を修正する事項が認められたため、新たに検証する必要性を認め、再検証作業を実施することに致しました。

再検証作業は、弊社経理部門及びインシグノ P の経理担当において実施し、月次決算及び年度決算について検証いたしました結果、連結子会社であるインシグノ P の連結決算における、連結相殺処理において貸倒引当金の連結相殺処理が未処理となっていることが判明いたしました。

この結果、各期間の当社の連結貸借対照表に影響を及ぼすことになったため決算短信の再訂正を行うことに致しました。

### 2. 本件の内容

平成 22 年 5 月 14 日発表時点と平成 22 年 12 月 17 日発表時点とで過年度決算の認識について変動があった事項は、主に以下の 1 項目でした。

#### 貸倒引当金の計上金額

インシグノ P の平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算業務を進める中で、貸倒引当金の計上について平成 22 年 12 月 5 日時点で誤りがあることが発見されました。

### 3. 本件が前回訂正時に発見できなかった理由

#### 貸倒引当金の連結相殺処理の失念

今回の訂正では、連結子会社のインシグノ P において貸倒引当金の連結相殺処理の失念によ

り、連結純資産の数値に誤りが発生いたしました。

これは平成 22 年 3 月 31 日からの決算作業において、チェック者が他業務との兼務でチェック業務を行っていたため、編成したチェック体制ではカバーしきれない部分が発生し、十分なチェックが行えなかったことによって発見ができなかったものと認識しております。

調査では、すべての入出金に関して改めて内容を検証し、期別にグループ間の経理処理業務の精査、確認を行い判明いたしました。

その結果について、「平成 22 年 3 月期決算短信」及び「平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について、並びに「平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について公表致しました。

#### 4. 今回の不適切な情報開示及び今回の訂正が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

当社は平成 22 年 12 月 17 日に過年度の訂正決算短信を提出致しました。今回の訂正は、当社における決算業務が不十分な体制かつ処理業務を管理する体制も不十分な状態にあったこと、更には連結決算処理の平成 22 年 3 月期決算業務を進める中で個別案件での確認漏れが生じて発生したものと認識しております。

当社は、今回平成 22 年 3 月期決算業務を進める中でチェック体制の機能的不十分さや会計処理の掘り下げの不十分さなどから上場会社としてあってはならない事態を生じさせてしまいました。

このことは、当社に対して長期に亘りご支援を頂いている株主の皆様、投資家の皆様と証券市場に対し多大なるご迷惑をおかけしたことは誠に遺憾であり、深く反省しております。

#### 5. 本件事象についての現状認識

##### 1) 不適切な会計処理、不適切な情報開示等を行った原因（問題点）

当社は、平成 22 年 12 月 17 日に過年度の決算短信の訂正を公表いたしました。これは、インシグノ P の連結決算処理を行う過程において、当社のチェック体制が十分に機能し得なかったものと認識していますが、チェックを行う際のルールを検討や、チェックの分担の検討などを行い、チェック体制が十分に機能し得る内容にしておくべきでありました。

平成 22 年 12 月 17 日の体制ではそのレベルまで十分に準備ができていなかったことが原因と認識しております。また、本質的にはこのような訂正が生じないように月次の決算業務をしっかりと処理しておく体制を作っていなかったことも原因と認識しております。

##### 2) 当社グループ全体の業務体制

当社グループの決算業務処理体制が不十分であったことが最大かつ根本的な原因であったものと認識しております。

#### 6. 再発防止に向けた今後の改善措置について

当社は再検証作業により、個別事案での確認漏れが発生していたことが判明しました。

この要因は平成 22 年 3 月 31 日からの決算作業において、チェックを行う際のルールを事前

に検討し、チェックの分担を詳細に決めておくなどの対応ができていなかったことによりチェックする体制が十分に機能し得なかったと認識をしております。

対策と致しましては、決算の訂正といった事象を起こさないような体制を整備することが重要であると考え、そのために平常時の業務体制を強化し、会計に関する体系的な教育を実施すると共に、内部牽制だけに留めず、外部委託による牽制機能を取入れ、開示ルールの徹底と開示体制の強化を図って参ります。

## 1) 業務体制の強化

毎月の月次決算をその時に適正に実施し、適正な月次決算を積上げ、その積み重ねとして四半期決算、第2四半期決算、年度決算を行っていくことが個別事案での確認漏れを防ぐ重要な業務として認識しております。

今、始めていることは連結子会社の月次決算処理状況の把握強化であり、次の内容で実施しております。

①子会社の月次決算処理状況について、先ず連結子会社側の業務処理フローとして月次で作成する残高試算表と貸借対照表、損益計算書を照合し、適正な会計処理が行われていることを月次で複数名で確認しております。

②当社のコーポレート本部では連結子会社毎の担当を決め、担当者が合計残高試算表に基づいて貸借対照表、損益計算書が作成されているかどうか主要科目を照合し、連結子会社の決算が適正に行われていることを確認しております。更に担当者のチェック後、上位職位のコーポレート副本部長が担当者の照合作業に漏れや誤りがないかを確認をしております。そして内部監査室において、経理部門での確認が業務処理フローに沿った内容でなされているかを確認し、当社として連結子会社の会計処理が正しく行われていることを確認しております。

③経理部門に専門知識のある社員を1名採用し、月次決算の適正処理を実施しております。

④外部チェック機能を取入れ、公認会計士資格を持った税理士会計事務所と契約を行い、四半期決算の検証を実施しております。

## 2) 業務知識の向上

会計士と、より密な意見の交換を行い、適正な会計処理ができる関係を構築して参ります。さらに、当社グループとして二重のチェック体制を導入致します。連結決算作業についてもまず各連結子会社で処理できるように体制と経理知識の向上を図り、その結果を受けて当社で内容のチェックができる体制及びチェックを行う際のルールを構築して参ります。

### 3) 業務上のリスクの全般的な洗い出し

当社ではグループ及び連結子会社における適正な財務報告に係る業務プロセスの整備を進めております。その中で平成23年5月までに上述の1)、2)の対策を含めた各リスクの統制状況をリスクコントロールマトリクスとして文書化致します。併行して経理規程等の見直しも実施して参ります。

その作成された文書を社内の評価チームが評価し、改善事項を含めて検討し、結果を評価報告書として平成23年7月までにフィードバックします。

### 4) 開示体制の強化

当社は適時開示体制について求められる一定の水準に到達し、維持継続していくことを目的として、適時開示業務を執行する体制を適切に整備して参ります。

整備の基本的考え方としては、迅速性の意識向上、開示対象となる情報の横断的収集、正確性の確保、開示に至るまでの手続きの明確化、情報開示に関する十分な理解を掲げ、具体的には以下のような取組みにより改善を図って参ります。

#### ①適時開示業務を執行する体制づくりについて

適時開示業務を遂行するにあたり、下記につきまして平成23年2月までに整備してまいりません。今後につきましては、適時開示に対するチェック機能が十分でなかったことの対応策として、適時開示のタイミング及び要件についての業務フローを作成し、IR担当者だけでなく関連部署全ての役職員が理解と互いに指摘できるよう改善いたします。さらに適時開示規則の理解を深めることを目的としてIR担当者及び経理担当者並びに役員(情報取扱責任者)で月1回のミーティングを開催し、速やかに公表できる体制を構築してまいり所存であります。

#### ②適時開示に関する意識向上について

当社の部門長に対して、貴取引所発行の「会社情報適時開示ガイドブック」の抜粋及びディスクロージャーについての外部の説明資料から抜粋した金融商品取引法における企業内容開示制度の概要、当社で作成した「適時開示マニュアル」を題材とし、平成23年1月より、コーポレート本部主催で開示規則等の研修を原則として毎月行って参ります。

さらに、本年2月からは、適時開示の重要性及びインサイダー取引の禁止等についての認識を促進するための研修をコンプライアンス教育の一環として当社グループ全体の教育体系に組み込み、階層別教育の中でグループの管理職層に対し実施し、底上げを図って参ります。また、個別には、役員就任時、部長交代時に内容を説明し、開示の重要性についての浸透を図って参ります。

## 7. 改善措置の実施スケジュールについて

平成 22 年 12 月 17 日に訂正決算短信を開示しましたが、当時の訂正作業を通じて月次決算処理状況の把握強化が重要であると認識しており、平成 22 年 12 月の月次決算より改善を進めております。

平成 22 年 12 月の時点でその効果は現れてきており、平成 22 年 12 月を終了した段階で、連結子会社の決算及び当社の決算は適正な会計処理に基づいて実施されていると認識しており、今後もスケジュールに則り、継続的に効果と定着状況の確認を行って参ります。

| 改善措置                                | 実施スケジュール                   |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 1) 業務改善項目                           |                            |
| ①月次決算処理の複数名での整合性確認                  | 平成 22 年 12 月から毎月実施         |
| ②月次決算処理の上位職及び内部監査の整合性確認             | 平成 22 年 12 月から毎月実施         |
| ③経理専門職社員の採用                         | 平成 22 年 12 月採用済            |
| ④外部チェック機能による四半期決算の検証                | 平成 22 年 12 月契約済 検証実施中      |
| 2) 連結決算業務知識及び経理知識の研修及びチェック体制、ルールの構築 | 平成 22 年 12 月～平成 23 年 3 月実施 |
| 3) 業務上のリスクの全般的な洗い出し                 | 平成 23 年 1 月～平成 23 年 5 月実施  |
| 評価報告書の提示                            | 平成 23 年 7 月実施              |
| 4) 開示体制の強化                          |                            |
| ①適時開示業務を執行する体制づくり                   | 平成 23 年 2 月末までに整備          |
| ②適時開示に関する研修                         | 平成 23 年 1 月から毎月実施          |

## 8. 今後の取組み課題

(企業情報適時開示に向けた取組み)

当社は平成 22 年 7 月と平成 22 年 12 月に決算短信を訂正しており、当社を取り巻く上場制度上のリスクは大きく、今後改善策を講じる内容が乏しいものとなれば上場廃止の可能性があるという認識を、グループの全役員、全社員が持ち、全方向に向けた漏れのない取組みをして参ります。

また、今般の件を契機に、改めて当社を取り巻く株主の皆様、投資家の皆様やステークホルダーの方々への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すものであることと、加えて当社の置かれた上場制度上のリスクの重大性を認識し、市場からの信頼回復を目指し、常に投資家等の皆様の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うよう改善に取り組んで参ります。

以上